

通知

COVID-19 対策に関するハイズオン省に接する 5 つの郡との会議で出された人民委員会委員長兼 COVID-19 指導委員会委員長の結論

ポイント

1. ハイズオン省の社会隔離期間中 (2月16日～3月3日)

a)ハイズオン省の市民が故意にハイフォン市へ移動しようとして発見された場合、市の集中隔離施設に強制的に入れられ、その経費を自己負担しなければならない。

b)ハイフォン市の市民は、ハイズオン省へ移動しないこと。どうしても行く必要がある場合、村・房・町の人民委員会委員長による確認書がなければならない。また、戻ってくる時、市の集中隔離施設で隔離を受け、その経費を自己負担しなければならない。

c)ハイズオン省へ商品を運送するトラクター等については、運送業者又は村・房・町の人民委員会による確認書が必要とされる。ハイフォン市へ戻ってくる時、運送業者が手配する集中待機施設で待機し、検査検体の採取を受けなければならない。許可なく自宅に帰った場合、集中隔離施設に強制的に入れられ、その経費を自己負担しなければならない。

ハイフォン市からハイズオン省への乗客運送手段を全て中止する；ハイズオン省以外の他の地方行きの貨物・乗客運送手段は、行く・戻ってくる時にハノイ・ハイフォン高速道路及び国道 10 号線を通らなければならない。

d) Thuy Nguyen 郡, An Duong 郡, Tien Lang 郡、An Lao 郡に所属する各村の各コミュニティにおける COVID-19 検問所は、2021年2月16日から引き続き活動を継続する。

2. 感染者が確認された地方省からハイフォン市に来た者に対して、ハイフォン市の各機関・組織は、仕事をしない (要請)

3. 市内の企業は、職場での間隔の維持 (最低 1 メートル) を厳格に実施しなければならない。

4. 乗客運送手段は、最大キャパシティの 50% までのみ許可される。

5. レストラン、カフェ、飲食店、映画館の活動を 2021年2月16日 20時から一時停止する。

商業センター、スーパーに対しては、必需品のみを販売し、飲食・カフェ・娯楽の活動を提供しない。

各区・郡の人民委員会は、検査、監視を行い、規定に従って違反行為を処分することとなる。

6. 毎日、各区・郡の人民委員会は、16時に市の人民委員会に状況を報告し、人民委員会の事務局はその報告をとりまとめ、市の幹部に報告すること。

7. 本文書に記載されない内容については、既に公布された指導文書に従って実施することとなる。

人民委員会の代表
事務局長
ファム・フン・フン